

全員提出する書類があります

ご提出頂かないと、 就学支援金の審査ができません！

◆ 就学支援金関係書類を、事務室に提出してください。

◇ 就学支援金が認定になれば、授業料の支払いが不要となります。(実際に就学支援金がお手元に支給される制度ではありません。)

※ 申請されない方でも、申請の意思の確認のため、「就学支援金確認票(マイナンバー用)」は必ず提出してください。

- 1 就学支援金確認票(マイナンバー用)
- 2 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書

◇ 書類の記載にあたって、特に次の確認項目は、正確に記載してください。
記載内容に誤りがあると、審査が遅れる原因となります。

- ・ 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書(裏面)の保護者氏名、生年月日
- ・ 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書(裏面)の令和6年1月1日時点の住所地

※ 個人番号(マイナンバー)がわかる書類は、以前にご提出いただいているため、再度ご提出いただく必要はありません。

◆ 令和5年の所得について、税申告はしていますか？

◇ 税申告が済んでいない場合は、速やかに申告をする必要があります。

令和6年7月～令和7年6月分の就学支援金は、令和6年度の税額(令和5年1月1日～12月31日の所得)にて審査を行います。

マイナンバーにて税情報の取得を行いますが、税申告が済んでおらず、税額が決定していない場合は、就学支援金の審査ができません(支給決定ができないため、授業料の支払いが発生します)。

◆ 就学支援金制度の対象となる年収目安は約910万円未満です。

※ 年収910万円というのは目安ですので、超えていても下記計算式により計算した結果が30万4,200円未満となり、就学支援金制度の対象となる場合もあります。
認定になるか不明でも、申請をすることは可能です。

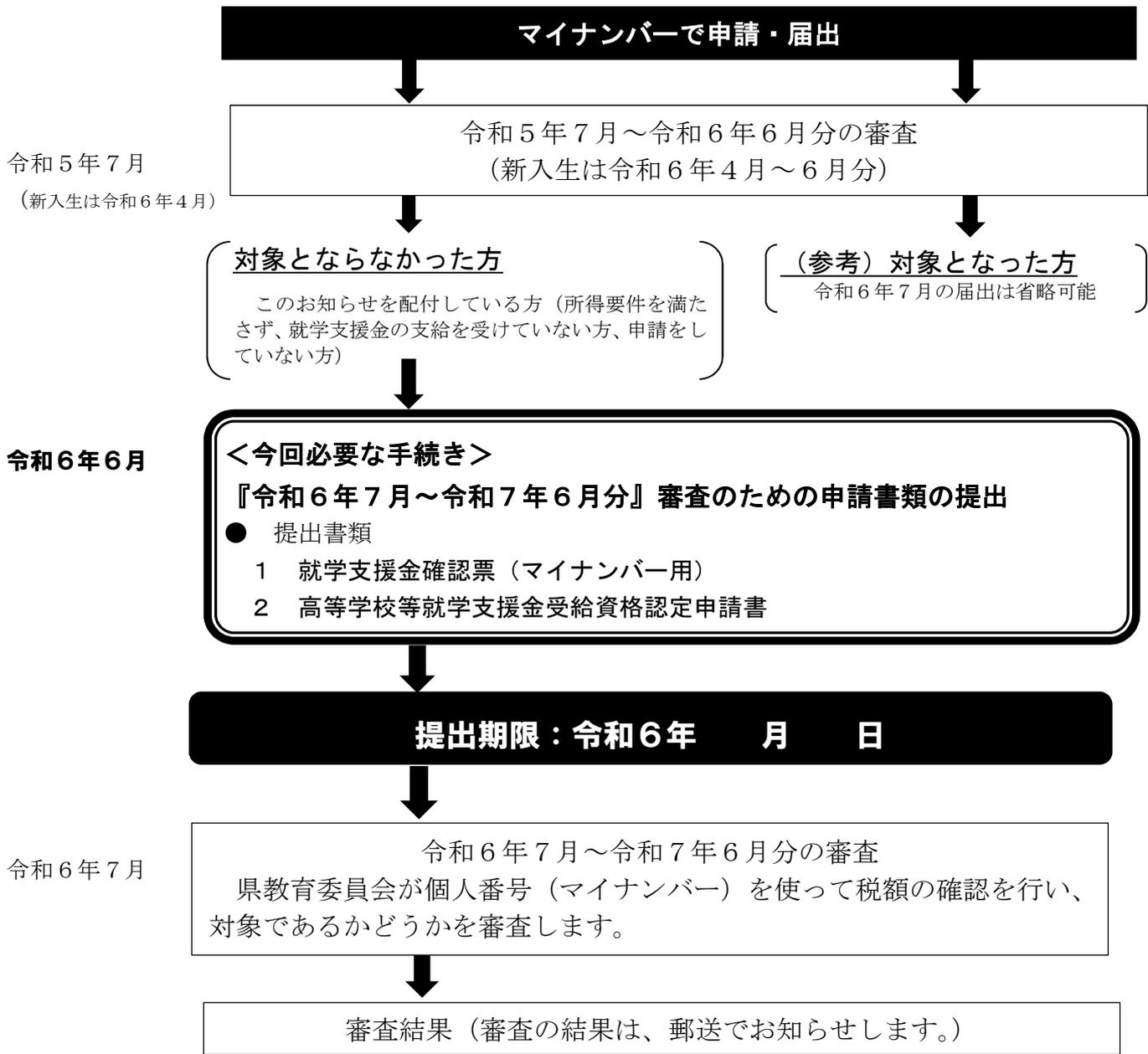
◇ 次の計算式(保護者(親権者)全員)により計算した額が、『30万4,200円(年収約910万円)以上』の世帯は授業料の支払いが必要です。

【計算式】市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額
※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算

令和6年7月～令和7年6月分の審査において、支給対象となる生徒等が早生まれで扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合(平成20年1月2日～4月1日生まれの生徒が該当)下記の計算式により算出した額で審査します。

【計算式】(市町村民税の課税標準額-33万円) × 6% - 市町村民税の調整控除の額

◆ 就学支援金（令和6年7月～令和7年6月分）のスケジュール



◆ 次の場合は事務室に必ず連絡してください

- ◇ 保護者（親権者）に変更があった場合
- ◇ 住所に変更がある場合
- ◇ 収入の修正申告や税額の更正があった場合
別途、手続きが必要となります。

(参考) 家計急変世帯への支援について

◇ 家計急変世帯への支援とは？

- 高等学校等就学支援金の審査において、年収約910万円以上の世帯のため、支給の対象にならず、授業料を負担いただく方であっても、その後の事情により、家計急変（収入の激減）の事由があった場合は、一定の要件を満たせば高等学校等就学支援金制度の家計急変支援*の対象になります。

※ 詳細については、事務室へお問合せください。

問合せ先 神奈川県立〇〇〇〇学校 事務室 電話 000-0000-0000

就学支援金確認票（マイナンバー用）

（お知らせ R6-D）

（申請の有無にかかわらず必ず提出してください。）

ふりがな

生徒氏名

クラス等

年

組

番

ふりがな

保護者 1（氏名）

日中連絡が取れる

電話番号

ふりがな

保護者 2（氏名）

日中連絡が取れる

電話番号

注意事項

- ・ 確認事項の番号に沿って記入してください。
- ・ 生徒本人が記載してください。保護者等による代筆も可能です。

確認事項1

高等学校等就学支援金の申請をしますか？

【下のどちらかの □ にレ印を入れてください。】

申請します。

（就学支援金の対象であれば、授業料の負担はありません。）

申請しません。

（授業料をご負担いただきます。）

確認事項2

提出書類をご確認ください。

【提出書類】

- 就学支援金確認票（マイナンバー用）＜本用紙＞
記載はここまでです。本用紙をご提出ください。
確認事項3は、確認不要です。

【提出書類】

- 就学支援金確認票（マイナンバー用）＜本用紙＞
- 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書
- その他（ ）

申請する方は、裏面もご覧ください。

学校受付日：令和 年 月 日

確認事項3

● **確認事項2の提出書類は、奨学給付金支給事務でも使用させていただきます。**

● 奨学給付金（神奈川県高校生等奨学給付金）とは？

生活保護受給世帯または住民税所得割非課税の世帯を対象に、授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金（返還不要）を支給する制度です。

<参考> 県のホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f531013/>

● 奨学給付金の支給を受けるためには、別途申請が必要です。

● 申請には、生活保護受給証明書、個人番号（マイナンバー）がわかる書類または課税証明書等が必要です。

● 申請方法等は、学校から別途ご案内します。（6月下旬）

● 就学支援金の申請で個人番号（マイナンバー）がわかる書類を提出した場合、奨学給付金の申請で、個人番号（マイナンバー）がわかる書類を再度提出する必要はありません。

● 支給対象となる可能性がある世帯の方には、学校からご連絡させていただく場合があります。

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）又は課税証明書等については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。）

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等 **①～⑦のいずれかにレ印を記載してください。**

①	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分(添付書類が個人番号カードの写し等の場合はア又はイ、課税証明書等の場合はウ又はエのいずれかの口にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。)
	<input type="checkbox"/> ア	親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
	<input type="checkbox"/> イ	・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付できない場合 等
	<input type="checkbox"/> ウ	親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
	<input type="checkbox"/> エ	親権者の1人が課税対象者である場合 親権者がおらず、未成年後見人が選任されている場合は、
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
	<input type="checkbox"/> ア	主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
	<input type="checkbox"/> イ	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
	<input type="checkbox"/> ウ	生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
	<input type="checkbox"/> エ	主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
⑤	<input type="checkbox"/> ア	主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
	<input type="checkbox"/> イ	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
	<input type="checkbox"/> ウ	生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
	<input type="checkbox"/> エ	主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
⑥	<input type="checkbox"/> ア	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等
	<input type="checkbox"/> イ	・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 ・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等
(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付しません。(添付しない書類が個人番号カードの写し等の場合はア、課税証明書等の場合はイ又はウのいずれかの口にレ印を付けてください。)		
⑦	<input type="checkbox"/> ア	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合
	<input type="checkbox"/> イ	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
	<input type="checkbox"/> ウ	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合 保護者等(所得確認対象者)の氏名と生徒との続柄、生年月日を記載してください。

個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑦の口にレ印を付けた場合は不要です。その年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合は、その前年の1月1日現在)生活扶助を受けている場合は、下の口にレ印を付けてください。)

氏名 (ふりがな) ほんごう たろう	生徒との続柄
番号 太郎	父
生年月日	1975年 6月 6日
<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。	

氏名 (ふりがな) ほんごう はなこ	生徒との続柄
番号 花子	母
生年月日	1977年 3月 31日
<input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。	

上記保護者等のその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合は、その前年の1月1日現在)の市区町村までの住所(日本国内に住所を有していない場合には、口にレ印を付けてください。)

神奈川県 都道府県	横浜市 市区町村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	

神奈川県 都道府県	横浜市 市区町村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	

※収入の修正申告や税額の変更や離婚・死別等がある場合は、必ず学校に通知してください。 **個人番号カード等のコピーを添付する方の令和6年1月1日時点の住所地を記載してください。**

【3. 確認事項】(次の事項に該当する場合は、にレ印を付けてください。)
 就学支援金を授業料に充てること、就学支援金の支給に必要の手続きを学校設置者に委任することを了承します。

確認の上、必ずレ印を付けてください。

年 月 日 (学校において記入。)